

みやぎ沿岸部団体旅行バス助成金

【よくあるご質問 Q & A】

【助成金の目的】

Q1)このバス助成金の目的は何か？

A) 本事業は、本県沿岸部への宿泊を伴う団体旅行に係るバス経費を直接助成することによって学校や一般団体の負担軽減を図り、東日本大震災及び震災に伴う津波により甚大な被害を受けた本県沿岸部への誘客回復を図ることを目的としています。

【助成金の交付対象】

Q2)旅行会社が申請する受注型旅行は対象となるか？

A) 受注型旅行は、受注元の学校や一般団体からの申請のみを受付しているため、旅行会社は対象となりません。ただし、募集型旅行についてのみ、旅行会社を対象として10月1日から助成金申請の受付を開始する予定です。

Q3)旅行会社の募集型旅行の申請は10月1日からとあるが、それ以前に実施される旅行について助成金を遡及申請することは可能か？

A) 不可能です。また、10月1日から10月10日までの間に催行する旅行については助成の対象外とし、10月11日以降に催行される募集型旅行が対象となります。

【対象となる有料観光施設】

Q4)有料観光施設2か所以上を訪問することが助成金の申請条件として交付要綱にあるが、食事もその条件に含まれるか？

A) 含まれます。その際は、行程表中に有料観光施設で食事の時間を確保していることが確認できるよう記載をお願いします。

Q5)宿泊施設が沿岸部の宿泊対象地域であれば、訪問する有料観光施設が沿岸部でなくても助成金の申請は可能か？

A) 可能です。有料観光施設は宮城県内であれば、沿岸部・内陸部問わず申請対象となります。

【その他】

Q6)予算に上限はあるか？

A) あります。助成金の交付決定は申請受付の先着順となるので、予算の上限に達し次第、申請の受付を終了とし、ホームページにもその旨を告知します。

Q7)助成金交付申請書に添付する「学校又は旅行団体の概要」とは具体的にどのような書類か？

A) 具体的には学校または旅行団体のホームページや、パンフレット、会報誌の写し等、それに類するものをご提出頂き、それらのご用意が難しい場合はご相談下さい。